

加美町公告第 15 号

加美町新庁舎文書管理適正化等支援および執務環境整備業務について、委託業者選定のため公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

加美町長 石 山 敬 貴

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務番号 (未定)
- (2) 業 務 名 令和 7 年度 加美町新庁舎文書管理適正化等支援
および執務環境整備業務
- (3) 業務場所 加美郡加美町字西田三番地内
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
- (5) 業務概要 別添業務仕様書(案)のとおり
なお、令和 8 年度以降も継続して業務を実施する予定である。

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、次の要件のすべてを満たすものであることとする。

- ア) 参加申込書提出時点で加美町一般(指名)競争入札参加登録業者一覧(物品・役務)に登録されている者であること。
- イ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ) 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては厚生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- エ) 公募の日から審査までのいずれの日においても、加美町および宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。
- オ) プライバシーマークまたは ISMS を取得している者であること。
- カ) 参加企業または協力会社のいずれかの企業が次の条件を満たす業務(令和 2 年 4 月 1 日以降に完了したものに限る。)の履行実績を元請けとして有していること。(本社または営業所の実績も含む。)

- ① 国の機関または地方公共団体において、ファイル基準表整備(文書分類表含

む。)、文書管理規程等の改訂、文書管理運用ルール等の作成業務の実績を有するものであること。

- ② 国の機関または地方公共団体において、庁舎移転に伴う執務環境整備に関する業務の実績を有するものであること。

3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、次の日程で行う。

- (1) 令和7年5月30日(金) 募集開始(公告、町ホームページ掲載)
- (2) 令和7年6月11日(水) 質疑の受付締切(電子メールにより午後5時必着)
- (3) 令和7年6月16日(月) 質疑に対する回答(15時に町ホームページ掲載)
- (4) 令和7年6月25日(水) 参加申込書提出締切
(事務局持参または郵送により午後5時必着)
- (5) 令和7年6月27日(金) 参加資格確認結果の通知、提案書提出要請
(電子メールで通知)
- (6) 令和7年7月4日(金) 企画提案書提出締切
(事務局持参または郵送により午後5時必着)
- (7) 令和7年7月第2週() ヒアリング・審査の実施
- (8) 令和7年7月第2週() 審査結果の公表(電子メールで通知、
町ホームページ掲載)
- (9) 令和7年7月第3週 契約締結

なお、状況によりスケジュールおよび審査方法等の変更を行う場合がある。また、ヒアリング・審査の実施日程は決定次第公表する。

4 実施要項等の配布

実施要項等は、加美町公式ホームページからダウンロードすること。

5 優先交渉権者等の選定について

審査・選定は、本町内部に設置する「新庁舎文書管理適正化等支援業務および執務環境整備業務プロポーザル審査委員会」が行い、最も高い評価を得た提案を行った者を最優秀者として選定する。

6 契約の締結について

審査委員会が最優秀者と特定した優先交渉権者と業務委託契約締結の交渉を行う。

優先交渉権者が、辞退その他の理由で業務委託契約を締結できない場合は、次点者を次点交渉権者とし、契約締結に向けた協議を行う。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「加美町新庁舎文書管理適正化等支援および執務環境整備業務公募型プロポーザル実施要領」による。

8 問い合わせ先

加美町役場 新庁舎整備室

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番 5 番地

TEL : 0229-63-5255

FAX : 0229-63-3398

E-Mail : tyousya-seibi@town.kami.miyagi.jp

ホームページ : <http://www.town.kami.miyagi.jp/>